

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第110号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年11月5日 04時30分ごろ	
発生場所	佐賀県唐津市 波戸岬灯台 <small>ほどもき</small> から真方位255° 350m付近 (概位 北緯33° 33' 17" 東経129° 50' 35")	
事故等調査の経過	平成22年12月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 十八住福丸 <small>じゅうはちすみふく</small> 、99トン 132606、有限会社住福海運 B 台船 D-306、長さ60m なし、宗田造船株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底部キール全体に凹損及び擦過傷、プロペラ4翼に欠損	
事故等の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、デッキクレーン1台を積載したB船をえい航し、波戸岬西方沖を自動操舵で北東進中、平成22年11月5日04時30分ごろ、A船の船底が同岬西方の浅瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船をえい航し、波戸岬西方沖を自動操舵で北東進中、A船が同岬西方の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。 船長Aは、船位の確認を行っていなかったことから、波戸岬灯台を佐賀県唐津市肥前立石埼灯台、波戸岬沖灯浮標を同市加唐島二目瀬照射灯とそれぞれ誤認していたものと考えられる。 船長Aは、波戸岬を既に通過し、佐賀県唐津市加部島北方沖を航行していると思い込んでいたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船がB船をえい航して波戸岬西方沖を北東進中、船位の確認を行っていなかったため、A船が同岬西方の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	